

令和 6 年 11 月 28 日

報道機関 各位

福島県パートナーシップ制度に係る本市の行政サービスについて

福島県では、本年 9 月 2 日からパートナーシップ制度を開始しました。

県からは、制度利用者へのサービス向上のため、県が発行する受理証明書の提示等による市町村における行政サービスの提供について依頼がきているところです。

このため、本市では受理証明書の提示により利用できる行政サービスを提供しますのでお知らせします。

提供するサービス；別紙一覧表

参考資料；福島県パートナーシップ制度のチラシ

(事務担当)

男女共同・多文化共生センター

電話 0246-41-9201



福島県パートナーシップ届出書受理証明書の提示により利用可能な行政サービス

※ パートナーシップ届出書受理証明書を提示してください。

市外局番
0246

制度・サービス名	内容・注意点	担当課	電話番号
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	住宅営繕課	22-7497
住民票上の続柄変更	住民登録が同一世帯の場合、住民票等に記載される続柄を、「同居人」のみでなく「縁故者」も選択できる。	市民課	22-7444
UIJターン支援事業移住支援金	移住支援金の申請において、世帯要件での申請ができる。 ※転入前後において、住民票上同一世帯と認められる場合のみ世帯要件での申請が可能	創生推進課	22-7025
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。※支給対象者の要件あり	生活安全課	22-7446
救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の申請ができる。	消防本部 警防課	23-7061
予防接種の償還払い	県外の医療機関で予防接種を受ける場合に要する費用助成の申請、受給ができる。	保健所 感染症対策課	27-8595

パートナーシップの有無にかかわらず、従来どおり利用可能な主な行政サービス

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課	電話番号
罹災証明書の申請（火災以外）	罹災証明書の申請ができる。	危機管理課	22-1206
救急車への同乗	救急車で搬送される際に同乗できる。	消防本部 警防課	23-7061
医療センターにおける病状の説明等	患者本人の同意により、病状説明に同席できる。	医事課	26-3997
介護保険にかかる各種申請・要介護認定	認定申請等ができる。	介護保険課	22-7475
高齢者福祉サービスの申込	緊急通報システム事業や配食サービス事業などの申請ができる。	介護保険課 地域包括ケア推進課	22-7453 27-8575
障がい福祉サービスの申込	各種障がい福祉サービスの申請ができる。	障がい福祉課	22-7485
おもいやり駐車場利用制度の申込	おもいやり駐車場利用制度の申込ができる。	障がい福祉課	22-7485
認可保育施設利用における認定・入所申請	入所申込等ができる。	こども支援課	22-7458
市立保育所・市立幼稚園への送迎	事前申請等により、児童・園児の送迎（引き渡し）ができる。	こども支援課	22-7458
就学援助の申請	同一世帯であれば、申請できる。 ※算定にあたってはパートナーの所得が合算される。	学校教育課	22-1123
災害救助費の申請・支給	災害見舞金は同一世帯であれば、代理申請することができる。災害弔慰金は葬祭を行う者（喪主）であれば受領することができる。	保健福祉課	22-7451
生活保護の申請・受給	同居している場合、同一世帯員として申請、受給ができる。 ※算定にあたってはパートナーの所得が合算される	保健福祉課	22-7450
市営墓園（南白土・東田）の申請	祖先の祭祀を主宰すべき者であれば、申請できる。	生活安全課	22-7446

※ 各制度の詳しい内容は、担当部署へお問い合わせください。



福島県パートナーシップ制度

令和6年9月2日スタート

福島県パートナーシップ制度とは

福島県では、県民一人一人が個人として尊重され、それぞれが選んだ生き方を認め合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指し、「福島県パートナーシップ制度」を始めます。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が、協力して共同生活を行う関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明する制度です。

また、家族として日常の生活を協力し合う関係

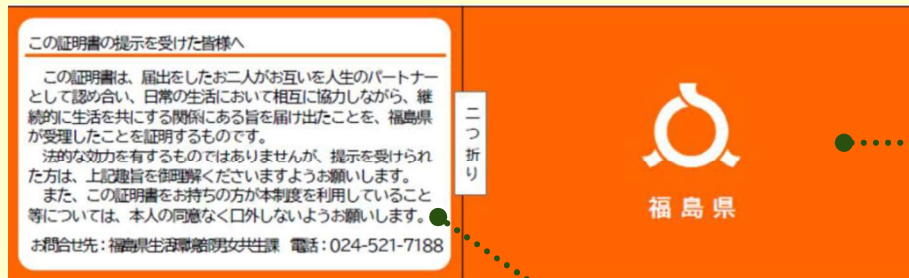
(ファミリーシップ)にあるお二人又は一方の子、親などの近親者等を受理証明書に記載することができます。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

受理証明書

届出をしたお二人に、「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付します。

【受理証明書イメージ】 (表面)



携帯しやすいカードサイズの証明書です(二つ折りにすると名刺と同じくらいの大きさです)。

アウティング(本人の同意を得ない第三者による暴露)への注意喚起を記載しています。

(裏面)

福島県パートナーシップ届出書受理証明書	
福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。	
【本人】	【パートナー】
氏名: () 年 月 日生	氏名: () 年 月 日生
届出日: 年 月 日	
交付番号: 第 号	
証明日: 年 月 日	福島県知事 印
【特記事項】 ○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】 ※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡してください。また、パートナーとの面会を希望します。 (本人署名) (パートナーの署名) ○ 生計を一にする子、親等の近親者の氏名 続柄: 氏名: () 年 月 日生 続柄: 氏名: () 年 月 日生 続柄: 氏名: () 年 月 日生 ○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名 【本人】 【パートナー】	

届出者とファミリーシップにある子や親などの近親者等の氏名を記載することができます。

通称名(社会生活上日常的に使用する氏名)を戸籍上の氏名と併せて使用することができます。

※ 受理証明書は2枚お渡ししますので、届出者お一人につき、1枚ずつお持ちください。

県民の皆様、事業者等の皆様へ

「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」は、制度を利用されるお二人の関係性を示すために使用するものです。法的な効力はありませんが、県民の皆様、事業者等の皆様におかれましては、受理証明書を提示した本制度の利用者が、婚姻している方々と同様のサービスや対応を受

けることができるよう、制度への御理解と御協力をお願いします。

また、受理証明書の提示を受けられた方は、本人の意思に反する個人情報の開示を行わないなど、適切な対応について御配慮いただきますよう、お願いします。

届出をすることができる方（お二人が以下の条件を満たす必要があります。）

- 1 成年に達していること(満18歳以上)
- 2 少なくとも一方が福島県内に住所を有していること(転入予定を含む)
- 3 民法における配偶者がいないこと
- 4 届出をする相手方以外の人とパートナーシップにないこと
- 5 届出者同士が民法により婚姻できない近親者でないこと
(パートナーシップに基づく養子縁組を除く)

※ 戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティを問いません。
同性のカップルや婚姻の届出をしていない異性のカップルを対象とします。
※ 国籍は問いません。

手続きの流れ

オンラインによる届出

- 1 提出書類(※)を準備し、画像データを作成
- 2 お一人が代表して「ふくしまポータル／行政手続サービス」へアクセス
- 3 届出内容を入力し、画像データを添付して送信
- 4 県が届出の内容を確認し、受理証明書を郵送により交付(簡易書留・概ね2週間程度)

郵送による届出

- 1 提出書類※を準備
- 2 届出書の様式をホームページからダウンロードし、必要事項を記入
- 3 届出書と提出書類を郵送
- 4 県が届出の内容を確認し、受理証明書を郵送により交付(簡易書留・概ね2週間程度)

※ 提出書類は、住民票の写しや戸籍抄本、マイナンバーカード(写し)等です。詳しくは、ホームページに掲載の「福島県パートナーシップ制度利用の手引き」を御確認ください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnership-seido-kaishi.html>



利用できる県行政サービス

受理証明書の提示により、以下の県の行政サービスが利用できます。(R6.9.2現在)
今後、追加されるサービスにつきましては、県ホームページでお知らせいたします。

- | | |
|--------------------|------------|
| ○ 県営住宅への同居(入居申込) | ○ 住宅確保給付金★ |
| ○ 県立病院での病状説明等 | ○ 生活保護制度★ |
| ○ 犯罪被害者等に対する遺族見舞金等 | ○ DV相談の利用★ |

※ ★はこれまでも利用できたサービスです。(受理証明書の提示は不要)

【お問い合わせ先】

福島県 生活環境部 男女共生課

住所：福島県福島市杉妻町2-16 (〒960-8670)

電話：024-521-7188 メール：danjo@pref.fukushima.lg.jp

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/

